

令和5年4月19日

保護者の皆様へ

訓子府町児童センター  
センター長 須釜 亨

## 令和5年5月8日からの訓子府町児童センター自由来館の制限変更について

児童センター「ゆめゆめ館」は、地域における児童健全育成の拠点施設として、児童に多様な遊びの場を提供し、心身ともに健康で豊かな児童を育むことを目的としています。

令和2年度から新型コロナウイルスの感染拡大のため自由来館は利用を休止し、その後、曜日による学年制限をさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より5類感染症へ移行することとなりますが、児童センターといたしましては、感染症対策としての換気や3つの密を避けることや、限られた活動場所において子どもたちが事故や怪我なく安全に活動できることが重要なことから、5月8日以降は下記のような利用方法に変更することにいたしました。

自由来館を利用される方にはご不便をおかけしますが、児童センターの感染防止対策、安全対策にご理解をいただきますようお願いいたします。

### <自由来館利用の学年と利用できる曜日>

1・2年生・・・月曜日から金曜日

3・5年生・・・月・水・金曜日

4・6年生・・・月・火・木曜日

\*土曜日と学校休業日の自由来館は引き続き休止とします。

\*自由来館が利用できない曜日でも、就労その他の理由で、ご家庭や親族の方でどうしてもみることができない場合は、相談に応じます。前日までに子ども未来課へ連絡をお願いします。日常的に利用が考えられる場合は、「児童クラブへの入会」をご検討ください。

令和5年5月8日以降、児童センターの自由来館利用を希望される方は、必要な書類を期日までに提出して下さるようお願いいたします。

- 1 申請書類 申請に必要な書類は、子ども未来課（こども園内）にあります。裏面を参照し、提出期限までに提出してください。
- 2 提出期限 令和5年4月19日（水）～ 5月2日（火）まで  
\*期限後も随時受け付けますが、手続きの関係上、利用開始の1週間前を目途に必要な書類のご提出をお願いします。
- 3 提出先 訓子府町児童センター「ゆめゆめ館」

（ 問合せ 子ども未来課 47-2367  
児童センター 47-5266 ）

